

尾張旭市監査公表第24号

平成29年11月30日付け尾張旭市監査公表第23号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

災害対策室

| 監査の指摘事項 | 措置状況 |
|---|---------------------------------|
| 随意契約を締結する場合において、随意契約ガイドラインでは、予定価格が尾張旭市契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、契約案件ごとに随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。一部の契約事務において、公表の事務手続きが適切に行われていないものが見受けられる。 | 随意契約ガイドラインに則り、公表事務手続きの適正化に努めます。 |